

許可番号 第08320153711号

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1048番地の1
氏名 岡山砒油株式会社
代表取締役 細羽剛史



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 4 年 5 月 13 日
許可の有効期限 令和 11 年 3 月 24 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理(混合調整(原料系)、混合調整(燃料系)、調整分離、中和)

(2) 産業廃棄物の種類

[混合調整(原料系)][混合調整(燃料系)]燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、鋳さい、ばいじん 以上11種類(金属くずは40cm四方より小さいものに限る。)(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破砕物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

[調整分離]汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 以上4種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

[中和]廃酸、廃アルカリ 以上2種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)混合調整施設No.1

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
- ②[設置年月日]平成22年2月17日
- ③[処理能力]126.8m³/日(1日24時間稼働)

(2)混合調整施設No.2

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
- ②[設置年月日]平成26年6月30日
- ③[処理能力]281.97m³/日(1日24時間稼働)

(3)調整分離施設No.1

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
- ②[設置年月日]平成22年2月17日
- ③[処理能力]24m³/日(1日24時間稼働)

COPY

裏面に続く

(4)調整分離施設No.2

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
- ②[設置年月日]令和2年4月30日
- ③[処理能力]40m³/日(1日24時間稼働)

(5)調整分離施設No.3

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
- ②[設置年月日]令和2年4月30日
- ③[処理能力]40m³/日(1日24時間稼働)

(6)調整分離施設No.4

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
- ②[設置年月日]令和2年4月30日
- ③[処理能力]40m³/日(1日24時間稼働)

(7)中和施設

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
- ②[設置年月日]令和2年4月30日
- ③[処理能力]30m³/日(1日24時間稼働)

3. 許可の条件

混合調整、調整分離及び中和を行う場所は、「岡山市南区海岸通二丁目3番6(面積:3,305㎡)」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 3月25日 新規許可

平成26年 8月11日 変更許可(事業場面積の拡大)

令和 2年10月15日 変更許可(中和の追加、産業廃棄物の種類の追加及び事業場面積の拡大)

令和 4年 5月13日 更新許可(優良認定)

令和 5年 9月21日 許可証書換え(混合調整施設No.1の容積減少に伴う能力変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無